

平成19年2月9日

静岡市長 小嶋 善吉 様

静岡市特別職報酬等審議会
会長 小寺 健一

特別職の報酬等の額について（答申）

平成19年1月23日付静総総人第2246号をもって諮問のあった市長及び副市長（助役）の給料の額について、本審議会は慎重に審議した結果、次の結論に達したので答申します。

また、当審議会に意見を求められた市長及び副市長の退職手当の額等について、併せて意見を述べます。

記

1 市長・副市長（助役）の給料の額について（答申）

市長及び副市長（助役）の給料の額は、次のとおり改定することが適当である。

市長 1,250,000円（現行 1,160,000円）

副市長（助役） 940,000円（現行 940,000円）

地域手当を廃止し、月額給与は、給料のみとする。

2 市長・副市長（助役）の退職手当の額等について（意見）

市長及び副市長（助役）の退職手当の額は、次のとおり改定することが適当である
と考える。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例第9条第2項に定める退職手当の額の算
定に係る支給割合

市長 100分の40（現行 100分の60）

副市長（助役） 100分の25（現行 100分の35）

3 改定の時期

平成19年4月1日から改定することが適当である。

ただし、任期が施行日前から継続する退職手当の額の算定にあたっては、経過措置
として、施行日の前日までは施行日前の制度によるものとする。

4 改定理由

本審議会は、市長及び副市長（助役）の給料額・退職手当額の適正額を決定する

にあたり、一任期における総支給額を念頭に入れ、審議を行うこととし、先に、市長の適正額を定め、市長の適正額を基準として副市長（助役）の額を決定した。

国内の経済情勢は、景気回復の状況にあるものの、多くの市民が景気回復を実感し得ない現状にあり、本市職員においても本年度マイナス2.02%の給与改定を行ってきているところである。

また、地方自治体においても厳しい財政状況の中、行財政改革推進に向けた一層の取り組みが求められているところである。

このような地方公務員を取り巻く環境を考えると、市長の一任期における総支給額は、抑制するのが妥当であり、他都市の特別職の給与の改定状況、特に身近な静岡県及び浜松市の状況を踏まえ、5%程度の減額が適当であるとしたところである。

次に、一任期総支給額における退職手当と給料等の配分を審議し、退職手当については、一任期4年の額としては市民感覚としても高額との意識をもつものであり、他都市の動向からも、退職手当をある程度引き下げ、給料については、その職務職責の重さから引き上げる方向が妥当であるとした。

給料の適正額について、現行額は、平成8年1月に旧静岡市が定めた額であり、以来11年が経過し、その間に静岡合併を経て政令指定都市に移行し、行政運営形態の大幅な変革により市長の権限と責任は格段に大きなものになってきている。前回の報酬審議会においても、政令指定都市の市長の適正額を答申しているところであり、現行額を月額120万円程度に引き上げることが妥当ではあるが、政令市になって間もないこと、厳しい社会情勢、市の一層の行財政改革推進等の面から据置くこととしている。

本審議会では、一任期総支給額を引き下げ中、市長の給料については、現行の地域手当を廃止して、月額給料に一本化した上で、政令指定都市の市長としての職務職責等を総合的に勘案し、据置いてきた給料額を125万円に引き上げることが適当であるとの結論に達した。

退職手当については、先に述べたように、市民感覚から高額との意識がもたれている中、他都市の動向等も総合的に勘案し、現行支給割合100分の60を100分の40とすることが適当であるとの結論に達した。

副市長（助役）については、適正額について審議するにあたり、市長と同様に地方公務員を取り巻く環境を考慮し、その一任期における総支給額を引き下げることとし、その引き下げ幅は、市長と副市長（助役）の職務職責の違い、及び他都市の状況等を踏まえ、8%程度が適当であるとしたところである。

副市長（助役）の給料の現行額も市長と同様、平成8年1月に旧静岡市が定めた額であるが、市長との職務職責の違いを考慮した給料額とするため、地域手当を廃止し、月額給料に一本化した上で、94万円が適当であるとの結論に達した。

退職手当については、一任期の総支給額を8%程度引き下げ中、市長の退職手当の減額を基に支給率を現行の100分の35を100分の25とすることが適当であるとの結論に達した。

5 本答申に基づく市長・副市長（助役）給与額一覧
別紙のとおり

6 要望

本審議会の審議において出した結論は前述のとおりであるが、委員からの提案を基に、本審議会として次のように要望する。

- (1) 政令指定都市移行後2年が経ち、蒲原町との合併を行い、都市機能のさらなる向上が望まれる中、市長は市政運営の最高責任者として、副市長（助役）は市長を補佐し、それぞれがその職責を全うし、市民の負託に応えるよう一層の努力を要望する。
- (2) 地方自治体を取り巻く厳しい環境の中、都市経営の視点に立って、さらなる行財政改革や市民サービスの向上に努め、より効率的な行政運営を目指すことを要望する。
- (3) 本審議会において、市長等の給料の適正額については、市民の関心も高い退職手当を含めた一任期4年における総支給額及び年収額を考慮し審議してきたところである。今後の審議会においても、この審議方法で行うことを要望する。

本答申に基づく市長・副市長(助役)の給与額一覧

市長

一任期総額を4.8%引き下げる。

地域手当を廃止し、月額給料に一本化する。

退職手当の支給率60/100を40/100に引き下げる。

単位 円

		現行	答申内容	現行との差額
月額	給料	1,160,000	1,250,000	90,000
	地域手当	34,800	廃止	34,800
	月例給	1,194,800	1,250,000	55,200
期末手当		1,194,800円×1.2×4.45月 6,380,232	1,250,000円×1.2×4.45月 6,675,000	294,768
年収額		20,717,832	21,675,000	957,168
年収額×4年		82,871,328	86,700,000	3,828,672
退職手当 (在職月数48月)		1,160,000円×48月×60/100 33,408,000	1,250,000円×48月×40/100 24,000,000	9,408,000
一任期総額		116,279,328	110,700,000 95.20%	5,579,328 4.80%

副市長
(助役)

一任期総額を7.8%引き下げる。

地域手当を廃止し、月額給料に一本化する。

退職手当の支給率35/100を25/100に引き下げる。

単位 円

		現行	答申内容	現行との差額
月額	給料	940,000	940,000	0
	地域手当	28,200	廃止	28,200
	月例給	968,200	940,000	28,200
期末手当		968,200円×1.2×4.45月 5,170,188	940,000円×1.2×4.45月 5,019,600	150,588
年収額		16,788,588	16,299,600	488,988
年収額×4年		67,154,352	65,198,400	1,955,952
退職手当 (在職月数48月)		940,000円×48月×35/100 15,792,000	940,000円×48月×25/100 11,280,000	4,512,000
一任期総額		82,946,352	76,478,400 92.20%	6,467,952 7.80%